HITACHI

情報セキュリティの方針

第１条 （情報セキュリティ管理規則の策定及び継続的改善）

日立グループは、情報セキュリティの取り組みを、経営並びに事業における重要課題のひとつと認識し、法令及びその他の規範に準拠・適合した情報セキュリティ管理規則を策定する。更に、役員を中心とした情報セキュリティ管理体制を確立し、これを着実に実施する。加えて組織的、人的、物理的及び技術的な情報セキュリティを維持し、継続的に改善していく。

第２条 （情報資産の保護と継続的管理）

日立グループは、扱う情報資産の機密性、完全性及び可用性に対する脅威から情報資産を適切に保護するため、安全な管理策を講じる。また、事業継続のために、適切な管理措置を講じる。

第３条 （法令・規範の遵守）

日立グループは、情報セキュリティに関する法令及びその他の規範を遵守する。また、情報セキュリティ管理規則を、これらの法令及びその他の規範に適合させる。また、これらに違反した場合には、然るべき処分を行う。

第４条 （教育・訓練）

日立グループは、役員及び従業員へ情報セキュリティの意識向上を図るとともに、情報セキュリティに関する教育・訓練を行う。

第５条 （事故発生予防と発生時の対応）

日立グループは、情報セキュリティ事故の防止に努めるとともに、万一、事故が発生した場合には、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じる。

第６条 （企業集団における業務の適正化確保）

日立グループは、前第１条から第５条に従い、日立グループにおける業務の適正を確保するための体制の構築に努める。